移動（航空移動を除く。） 5.316B　5.317A 放送 5.312　　5.319	固定 移動　5.317A 放送	
862-890 固定 移動（航空移動を除く。） 5.317A 放送　5.322 5.319　5.323	 5.317　5.318	 5.149　5.305　5.306 5.307　5.311A　5.320

改　5.291A　付加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、リヒテンシュタイン、チェコ、セルビア及びスイスでは、470－494MHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第217(WRC-97)に従ってウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。

改　5.292　業務の種類の地域差：アルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する470-512MHzの周波数帯の分配は、第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（第5.33号参照）。

改　5.293　業務の種類の地域差：カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ及びパナマでは、固定業務に対する470-512MHz及び614-806MHzの周波数帯の分配は、第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とし、一次的基礎とする（第5.33号参照）。バハマ、バルバドス、カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパナマでは、移動業務に対する470-512MHz及び614-698MHzの周波数帯の分配は、第9.21号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（第5.33号参照）。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する470-512MHzの周波数帯の分配は、第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（第5.33号参照）。

改　5.294　付加分配：サウジアラビア、カメルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、リビア、シリア、チャド及びイエメンでは、470-582MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

追　5.295　バハマ、バルバドス、カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、470-608MHzの周波数帯又はその一部は、IMTに特定される（決議第224(WRC-15、改)参照）。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にあるIMTシステムの移動業務の局は、第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。第5.43号及び第5.43A号を適用する。メキシコでは、この周波数帯でのIMTの使用は2018年12月31日より前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあっては延長することができる。

改　5.296　付加分配：アルバニア、ドイツ、アンゴラ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、バチカン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ハンガリー、イラク、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マリ、マルタ、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モルドバ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、スロバキア、チェコ、英国、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、スーダン、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ザンビア及びジンバブエでは、470-694MHzの周波数帯は、放送及び放送番組の制作に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の、又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。

追　5.296A　ミクロネシア、ソロモン、ツバル及びバヌアツにおける470-698MHzの周波数帯又はその一部並びにバングラデシュ、モルジブ及びニュージーランドにおける610-698MHzの周波数帯又はその一部はIMTを導入しようとする主管庁によって特定される（決議第224(WRC-15、改)参照）。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。これらの周波数帯に分配された移動業務は、第9.21号の規定に従って同意が得られた場合に限りIMTシステムに使用され、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。第5.43号及び第5.43A号を適用する。

改　5.297　付加分配：カナダ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ及びジャマイカでは、512-608MHzの周波数帯は、第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。バハマ、バルバドス及びメキシコでは、512-608MHzの周波数帯は、第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。

改　5.300　付加分配：サウジアラビア、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イスラエル、ヨルダン、リビア、オマーン、カタール、シリア及びスーダンでは、582-790MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。

追　5.308　付加分配：ベリーズ及びコロンビアでは、614-698MHzの周波数帯は、一次的基礎で移動業務にも分配する。その周波数帯内にある移動業務の局は、第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

追　5.308A　バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、コロンビア、アメリカ合衆国及びメキシコでは、614-698MHzの周波数帯又はその一部はIMTに特定される（決議第224(WRC-15、改)参照）。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にあるIMTシステムの移動業務の局は、第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。第5.43号及び第5.43A号を適用する。ベリーズ及びメキシコでは、この周波数帯でのIMTの使用は2018年12月31日より前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあっては延長することができる。

改　5.309　業務の種類の地域差：エルサルバドルでは、固定業務に対する614-806MHzの周波数帯の分配は、第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(第5.33号参照)。

改　5.312　付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは645-862MHzの周波数帯、ブルガリアでは646-686MHz、726-758MHz、766-814MHz及び822-862MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。ポーランドでは860-862MHzの周波数帯は2017年12月31日まで、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

改　5.312A　第一地域においては、694-790MHz帯の移動業務（航空移動を除く。）による使用は、決